

魚沼市生涯学習センター(仮称)建設設計等業務委託候補者選定委員会設置要綱

令和3年12月9日

告示第180号

(設置)

第1条 魚沼市生涯学習センター(仮称)建設に係る設計等業務の委託候補者を選定するに当たって、公募型プロポーザルの審査を厳正かつ公正に行うため、魚沼市生涯学習センター(仮称)建設設計等業務委託候補者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 評価の基準及び方法に関すること。
- (2) 技術提案書提出者の選定に関すること。
- (3) 技術提案書の審査及び委託候補者の選定に関すること。
- (4) その他委託候補者の選定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 行政関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委託候補者の選定が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合は、補充の委員を委嘱するものとする。ただし、その委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

- 2 会議は、全ての委員の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務政策部管財課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月9日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第4条第1項に規定する委員の任期満了日限り、その効力を失う。